

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

6 - 外債 1 - 2

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年 5 月23日

【発行者の名称】

インドネシア共和国
(Republic of Indonesia)

【代表者の役職氏名】

財務省 予算財務・リスク管理局局長
スミント
(Suminto, Director General of Budget Financing
and Risk Management of the Ministry of Finance)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 月岡 崇

【住所】

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

(03)6889-7000

【事務連絡者氏名】

弁護士 山下 淳
弁護士 榎本 涼

【住所】

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

(03)6889-7000

【今回の募集金額】

第35回インドネシア共和国円貨債券（2025）	549億円
第36回インドネシア共和国円貨債券（2025）	343億円
第37回インドネシア共和国円貨債券（2025）	37億円
第38回インドネシア共和国円貨債券（2025）	66億円
第 6 回インドネシア共和国円貨債券（2025）（ブルーボンド）	37億円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年 4 月19日
効力発生日	2024年 4 月30日
有効期限	2026年 4 月29日
発行登録番号	6 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 6,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による訂正年月日	減額金額
6 - 外債 1 - 1	2024年 5 月17日	2,000億円	該当なし	
実績合計額		2,000億円	減額総額	0 円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 4,000億円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

<第35回インドネシア共和国円貨債券（2025）、第36回インドネシア共和国円貨債券（2025）、第37回インドネシア共和国円貨債券（2025）、第38回インドネシア共和国円貨債券（2025）および第6回インドネシア共和国円貨債券（2025）（ブルーボンド）に関する情報>

第1【募集債券に関する基本事項】

注： 本「第1 募集債券に関する基本事項」には、インドネシア共和国が発行する第35回インドネシア共和国円貨債券（2025）（以下「第35回円貨債券」という。）、第36回インドネシア共和国円貨債券（2025）（以下「第36回円貨債券」という。）、第37回インドネシア共和国円貨債券（2025）（以下「第37回円貨債券」という。）、第38回インドネシア共和国円貨債券（2025）（以下「第38回円貨債券」という。）および第6回インドネシア共和国円貨債券（2025）（ブルーボンド）（以下「第6回ブルーボンド」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの種類の債券ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、それぞれの種類の債券ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第35回円貨債券>、<第36回円貨債券>、<第37回円貨債券>、<第38回円貨債券>および<第6回ブルーボンド>の見出しの下に記載された「本債券」および「共同主幹事会社」という用語は、それぞれの種類の債券に係る各用語を指し、いずれかの種類の債券に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の債券に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの種類の債券の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの種類の債券に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの債券、それぞれの債券の債権者およびそれぞれの債券の要項は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」および「債券の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの債券が同一種類の債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。債券の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの債券に従った当該債券に基づく権利を有する。

（中略）

2 募集要項

<第35回円貨債券>

債券の名称	第35回インドネシア共和国円貨債券（2025）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	549億円
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	549億円	利率	年1.56%
償還期限	2028年7月3日	申込期間	2025年5月23日
申込証拠金	なし	払込期日	2025年6月2日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

<第36回円貨債券>

債券の名称	第36回インドネシア共和国円貨債券（2025）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	343億円

各債券の金額	1 億円	発行価格	各債券の金額100円 につき100円
発行価額の総額	343億円	利率	年1.87%
償還期限	2030年 7 月 2 日	申込期間	2025年 5 月23日
申込証拠金	なし	払込期日	2025年 6 月 2 日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

< 第37回円貨債券 >

債券の名称	第37回インドネシア共和国円貨債券（2025）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	37億円
各債券の金額	1 億円	発行価格	各債券の金額100円 につき100円
発行価額の総額	37億円	利率	年2.05%
償還期限	2032年 6 月 2 日	申込期間	2025年 5 月23日
申込証拠金	なし	払込期日	2025年 6 月 2 日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

< 第38回円貨債券 >

債券の名称	第38回インドネシア共和国円貨債券（2025）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	66億円
各債券の金額	1 億円	発行価格	各債券の金額100円 につき100円
発行価額の総額	66億円	利率	年2.35%
償還期限	2035年 6 月 1 日	申込期間	2025年 5 月23日
申込証拠金	なし	払込期日	2025年 6 月 2 日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

< 第 6 回ブルーボンド >

債券の名称	第 6 回インドネシア共和国円貨債券（2025）（ブルーボンド）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	37億円
各債券の金額	1 億円	発行価格	各債券の金額100円 につき100円
発行価額の総額	37億円	利率	年3.26%
償還期限	2045年 6 月 2 日	申込期間	2025年 5 月23日
申込証拠金	なし	払込期日	2025年 6 月 2 日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

< 共通事項 >

（注） 本債券には、その全部について日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関するその他の事項については、振替法および振替機関（下

記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他規則等(以下「業務規程等」と総称する。)

に従って取り扱われる。

引受けの契約の内容

本債券の発行および募集に関する元引受契約を締結した金融商品取引業者(以下「共同主幹事会社」と総称する。)は、以下のとおりである。

< 第35回円貨債券 >

会 社 名	住 所	引受金額 (百万円)
大和証券株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目5番1号	
野村證券株式会社	東京都中央区 日本橋一丁目13番1号	
合 計		54,900

< 第36回円貨債券 >

会 社 名	住 所	引受金額 (百万円)
大和証券株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目5番1号	
野村證券株式会社	東京都中央区 日本橋一丁目13番1号	
合 計		34,300

< 第37回円貨債券 >

会 社 名	住 所	引受金額 (百万円)
大和証券株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目5番1号	
野村證券株式会社	東京都中央区 日本橋一丁目13番1号	

合 計	3,700
-----	-------

< 第38回円貨債券 >

会 社 名	住 所	引受金額 (百万円)
大和証券株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目5番1号	
野村證券株式会社	東京都中央区 日本橋一丁目13番1号	
合 計		6,600

< 第6回ブルーボンド >

会 社 名	住 所	引受金額 (百万円)
大和証券株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目5番1号	
野村證券株式会社	東京都中央区 日本橋一丁目13番1号	
合 計		3,700

< 共通事項 >

元引受けの条件

本債券の発行総額は、共和国と共同主幹事会社との間で2025年5月23日に調印された元引受契約に従って共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の0.08%に相当する金額である。

債券の管理会社

(中略)

共和国およびインドネシア銀行は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」と総称する。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれら全ての資格で行為する代理人を意味する。）に委託するものとする。財務代理

人は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、共和国、インドネシア共和国の法令に基づき財務代理人を任命する権限を有するインドネシア銀行および財務代理人との間の2025年5月23日付財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」に記載されている。

（中略）

3 利息支払の方法

< 第35回円貨債券 >

本債券は元金残高に対して年1.56%の利率による利息を付す。

本債券は2025年6月3日（当日を含む。）から利息を付し、かかる利息は、2025年12月2日を初回として、毎年6月2日および12月2日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を後払いで支払う。ただし、最終の利息は、2028年6月3日（当日を含む。）から2028年7月3日（当日を含む。）までの期間について2028年7月3日に支払う。

< 第36回円貨債券 >

本債券は元金残高に対して年1.87%の利率による利息を付す。

本債券は2025年6月3日（当日を含む。）から利息を付し、かかる利息は、2025年12月2日を初回として、毎年6月2日および12月2日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を後払いで支払う。ただし、最終の利息は、2030年6月3日（当日を含む。）から2030年7月2日（当日を含む。）までの期間について2030年7月2日に支払う。

< 第37回円貨債券 >

本債券は元金残高に対して年2.05%の利率による利息を付す。

本債券は2025年6月3日（当日を含む。）から利息を付し、かかる利息は、2025年12月2日を初回として、毎年6月2日および12月2日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を後払いで支払う。

< 第38回円貨債券 >

本債券は元金残高に対して年2.35%の利率による利息を付す。

本債券は2025年6月3日（当日を含む。）から利息を付し、かかる利息は、2025年12月2日を初回として、毎年6月2日および12月2日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を後払いで支払

う。ただし、最終の利息は、2034年12月3日（当日を含む。）から2035年6月1日（当日を含む。）までの期間について2035年6月1日に支払う。

<第6回ブルーボンド>

本債券は元金残高に対して年3.26%の利率による利息を付す。

本債券は2025年6月3日（当日を含む。）から利息を付し、かかる利息は、2025年12月2日を初回として、毎年6月2日および12月2日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を後払いで支払う。

（中略）

4 償還の方法

（1）満期償還

<第35回円貨債券>

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されない限り、2028年7月3日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

<第36回円貨債券>

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されない限り、2030年7月2日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

<第37回円貨債券>

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されない限り、2032年6月2日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

<第38回円貨債券>

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されない限り、2035年6月1日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

<第6回ブルーボンド>

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されない限り、2045年6月2日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

（後略）

第2【売出債券に関する基本事項】

該当事項なし

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

- < 第35回円貨債券 >
- < 第36回円貨債券 >
- < 第37回円貨債券 >
- < 第38回円貨債券 >

本債券の発行の目的は、財政赤字に係る資金調達（すなわち一般資金調達）である。本債券の手取金は、「国家一般資金勘定」（*Rekening Kas Umum Negara*）に預けられ、2024年法律第62号および2024年大統領規則第201号（これに関して公布される他の規則または政令による改正および／または補足を含む。）に基づくあらゆる政府の支出のために用いられる。

< 第6回ブルーボンド >

共和国は、本債券の正味手取金相当額を適格支出（「インドネシア共和国サステナブル政府証券フレームワーク（2025年4月）」において定義される。）に該当するプロジェクトに投資することを意図している。

第4【法律意見】

インドネシア共和国の法律に関する法律顧問であるSoemadipradja & Taherにより、次の趣旨の法律意見書が提供されている。

- 1 訂正発行登録書および本書の関東財務局長に対する提出は、インドネシア共和国により適法かつ有効に授権されている。
- 2 訂正発行登録書および本書の関東財務局長に対する提出は、インドネシア共和国の憲法および適用法令のいかなる規定にも違背または抵触しない。
- 3 訂正発行登録書および本書（いずれも参照情報として記載された参照書類を含む。）における記載は、当該記載がインドネシアの法的事項の要約である限り、訂正発行登録書および本書の各提出日において、あらゆる重要な点において、真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の一部を構成することとなる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面の表紙に共和国の名称および国章、本債券の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

また、当該書面の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本書および本債券に関する2025年5月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2025年5月23日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しております。」

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
2025年4月25日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし